2024年7月8日

〒 812-0013 福岡市 博多駅東3丁自9番 3 号=シコー^イン 1003 092:483:1515 発 千々岩隆

水溶



講 Τ

7

3

日

3

り

博

よる会

安

務

き

務

を

阻

害し

1

لح

1

お時

K

Ρ 月

会

室 1

11 ょ

て

を

認

 \Diamond 社

た \mathcal{O}

判 全

事

例 慮

は 義

多く

判

L 決

いが確定してい

いる. な

年休裁判

で、

時

その

可

がに

る事

が

変

更

権で争うと

長期

的な時間を要し、

立 証

となる。

また、年休の完全

 \mathcal{O}

観点からでいうと、

るために

大な資

が

必

変 与

更で争い勝っても、



付

ことが 務が 労働 るの 安全を確 5条の安全配慮義務により あ 者がその生命・身体等 かというと、 できるように 実際にカス 0 0 労働契約 労働 ラに す る

に対 実的に難しい。労働者は会社拠・住所・氏名など必要で現損害賠償請求があるが、証 \ \ \ ぐに た場合、刑事告訴をし 民法では不法行為による して法律 警察が動くかわから 的にどう言え ける義 ても ず 中でも 起

▲認となる。の時季で りました。 例につい 変更する事 運営を妨げ 上 足が きて ただし、 期に R各社で、 (労働 注目されて 項で 、おり、 使 理 に与えなけれるで労働者の 7 れまでの 労年 更権 解説 L が る 者の 事業 労 魚 年 カュ 出 場合に時期 (は労基法3での年休裁判) . 来 て し T の正常ないればならればなら 新 辞 護 団 料 時 年休裁問 年 記な要員 季変 去の不 去の最 (使用 の更 を が 題 \mathcal{O} ます さ らのは最 動 度 5 及中断させ、 年休とは、 えて 下 0 12 付与できるように が、 て 位 %

の権利 た。 は、 務 11 座 講師に しました。 を開 所 Ř の中 休問 に 職 催議 0 は、 場におけるカス V Ш 題 し て学習し に まに 諫早総合法 絞り L 護 労働 士 まし 今 労 お律 者 回働 きる。 る。 予

労働 カスハラにつ 者がカスハラを 11 て 受

願

事

け かと提起されました。 らせることが大事では 会社に早急に基本方針 かれる。 に出てい 法律化さい と言わ 東や西で 対策が は律化されると思う。 カスハラマニュアル に乗って出した では基本士 さない 必 労働 出て 要で 予 、ようにす いて、 組 あ で 八事ではない 金本方針を作 厚労省の る。 きな たも 方針が5月 合として、 今後は ルが指 のと思 事 か J 前 0 た 指 R \mathcal{O}

学者もいる。何故、「与かどうか疑問を呈して年休の完全付与につな

している

きま

玉

労 は

求

て

何故、「与えな

休の完全付与につながる

〇年休問題につい て

て提起されました。 年付与できるように を付与できるように を付与できるように を付りできるように を付りできるように を付りできるように を付りできるように 休とは、「 要があ 勤 務 案 を t るの 定 示 で

No.1 France

る点に主眼 会社は、 従事することを保 にいく必要があります。について労働者自身が体をあと何日あるか知休をあと何日あるか知休をあと何日あるか知い労働者も多いと指摘をい状況です。また自分をいます。もっと年休ののので、 させ 日 本 がある」として 労働以 |労の の年休所得率 外の の完全 障 諸 のはいす 活程

> ○第93回 国労定期全国大会 7月25~26日 交通ビル B1

運

動

○九州本部定期大会 8月26日11:10~ リファレンス駅東

、それがと、時期 こなると 行 要 j 付与に向けれることはない。明されることはない。 **事あるごとに、** してい 画し 休・ て い配置 完全 年 休・ らす。 ま うき続 らす。 消 休業を含めて計 それ あ 足 化 いる。」と回 足で、年休が流もしそうなら 続き年休っ てはなってはなってはなってはなってはなってはなっています。 できると断 一必 要な要員 :の完全 なり 答 ŧ

言

ればならない」となったの て規定したものと考え 年休の時季変更権を 年間で年休が完 者の義務」 を 知 ら せ お

とし

かけれ

年休を「使用

もっと。 「生きる」を創る がん保険 [1] 27 アベニール株式会社 **Affac**

がん保険にできることを、